

令和4年度

阿瀬知ポンプ場及び塩浜第1ポンプ場設備設計業務委託

特記仕様書

四日市市上下水道局

(共通事項)

1. 共通仕様書

本業務の施行に当たっては、三重県「三重県業務委託共通仕様書、下水道終末処理場、ポンプ場実施設計業務委託標準仕様書（案）」を準用する。

2. 特記仕様書

前項の他、別記の特記事項を付す。

3. 設計図書優先順位

設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 説明事項及び、協議指示書
- (2) 設計図書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通仕様書（標準仕様書）

(特記事項)

第1章

1. 業務の目的

本設計業務はポンプ場の設備更新を対象とした設計業務である。

2. 費用の負担

業務の検査、調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

7. 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 工程表 (3) 管理技術者届 (4) 業務計画書 (5) 完了届

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が想定される関係官公庁等も記載をすること。工程表の項目は、基本条件確認、現場調査、計算書作成、設計図作成、特記仕様書作成、見積依頼書作成、数量計算書作成、工期算定、金入設計書作成、照査、関係官公庁等協議、成果品概要説明、初回協議、中間協議、最終協議、完了検査、必要な事項、発注者から指示された事項の予定日又は期間とする。

9. 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。

(4) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(5) 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び業務の区切りにおける中間協議には、管理技術者が出席するものとする。

10. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(4) 発注者が工事発注に期間を要する場合は、業務完了後においても資料の作成、修正を求められた場合はこれに応じること。

12. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

1 3. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し発注者へ報告すること。関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となつて行い目的達成に必要な会議等を開くこと。

1 4. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1 5. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

1 6. 見積徴収の実施

刊行物に価格の記載がない機器、材料等は 3 社以上の見積を徴収し、その結果を比較したものを提出すること。

なお見積の徴収を行う機器、材料等は事前に監督員と協議の上決定するものとする。

第2章 設計一般

1. 一般的事項

(1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書に定める図書を参考にして、設計業務を行わなければならない。

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

4. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、既設設備完成図書等を所定の手続きによって貸与する。

6. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

7. 現地調査

受託者は、現地を踏査、下記事項について確認しておかななければならない。

地形、その他（用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等）、関連管渠等の位置、形状、管低高、その他設計に必要な事項

第3章 業務の基本方針

1. 第4章業務範囲に示す各設備の改築更新を行ない、それぞれの設備が設置される各ポンプ場の排水機能、処理場の処理能力を維持または増設するための基本、詳細設計を行う。

2. 設計に当たっては、現況を十分に調査し、騒音、振動等近隣の環境に配慮して設計条件を整理したうえで、詳細設計業務を実施する。

3. 第5章に示す設計対象の基本、詳細設計においては、更新、撤去等に伴う既設設備の能力の見直し、他工種（例えば、土木では杭打設、建築では壁築造、機械では配管移設、電気では盤機能増設等）の設計は今回に含むものとする。

4. 第5章に示す設計対象は、単純更新ではなく、施設全体のシステムに合った最適な機器・材質・方式を複数案提案し、最終的に発注者が容易な維持管理を実現できるまでに係る技術的な検討を、責任をもって行わなければならない。

したがって、業務着手時に受託者はその範囲、方針等の基本条件を発注者へ確認しなければならない。また、各工法における立坑、重機位置の計画や仮設（道路使用・占用等を含む）・施工ステップの概略検討を行い、それらを踏まえて各工法のコスト、必要工期、施工の難易度、維持管理性、工事公害等の比較検討を行い、最適な施工方式案を提案しなければならない。

5. 上述の基本方針を完遂することができる豊富な実務経験を有する者が本業務に携わらなければならない。

第4章 業務範囲

以下に示す設備の設計業務

1. 阿瀬知ポンプ場 電気設備

(A) プラント電気設備 更新設計 一式

- ・受変電設備、発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備
電線、ケーブル 一式

(B) 建築機械設備

- ・電気室及び監視室の空調設備更新 一式

(C) 建築電気設備

- ・自動火災報知設備、誘導灯、非常照明 一式

2. 塩浜第1ポンプ場 ポンプ設備

- ・No.1 雨水ポンプ、No.1 電動機、No.1 減速機、No.1 逆流防止弁の更新設計 一式

3. 上記設計に係る下記事項 一式

- ・設計計画、仮設設計、機能計算、容量計算、設計計算書作成、設計図作成、見積依頼書作成、特記仕様書作成、数量計算書作成、工期算定、概算工事費設計書作成、金抜き設計書作成、金入り設計書作成(※)、機器見積書作成、関係機関協議、照査

※概算工事費設計書は、令和4年9月末までに適時提出する。

- ・冷却方法についてはラジエーター方式にて更新検討すること。
- ・換気設備などの建築付帯設備を含む。
- ・建屋にかかる荷重(静荷重、動荷重)を考慮し機器選定や配置設計する。
- ・発熱量を考慮し、必要に応じて既設設備(換気設備等)の見直し及び新設設計を本業務に含む。
- ・全ポンプを更新した場合の排水能力を基本設計したうえで対象機器の詳細設計を行う。
- ・騒音、振動に関する検討・対策を本業務に含む。
- ・試運転に係る方法、機器について本業務に含む。
- ・原動機設備の機種変更時は、給排水・換気設備などの建築付帯設備の変更設計を含む。
- ・官公庁届出書類の想定案を提示する。
- ・ポンプ更新に係る電気設備の更新及び機能増設を含む。
- ・仮設設計は、切替手順(手順フロー、フローを図示、停止時間など)、設備停止時の仮設(非常用発電機更新に伴う代替機やその期間など)、機器の搬出入計画・必要な重機(ルート、種類、期間、作業半径、性能表など)、地中障害有無を検討し示すこと。
特に阿瀬知ポンプ場は電気設備一切の更新となるため、詳細に示すこと。
- ・ダクト・管・ケーブル・ケーブルラック・掘削サイズなど材料のサイズ計算も行う。

・建築資材のアスベスト含有調査のため、アスベスト含有の有無にかかわらず対象施設に係る一切の建築資材及び設備資材の一覧表を提出し、報告を契約後速やかに行うこと。併せて、一覧表の箇所を図面及び写真にて報告すること。受託者からの報告を基に委託者側が行ったアスベスト含有調査の結果において、アスベストの含有が確認されたものは、解体方法の設計を行うこと。

※金入り設計書作成について

建築工事、建築設備工事、土木工事等の建築土木系工事が発注できるよう工事費の積算・設計書の作成を行う。建築系の設計書作成は、RIBC2により行うこと。RIBC2の動作環境の用意及びライセンスの取得は受託者の負担により行うこと。なお、RIBC2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。

併せてRIBC2により金抜き設計書も作成すること。

第5章 設計対象施設

1. 施設概要

阿瀬知ポンプ場

供用開始 昭和34年

位 置 四日市市西末広町1-17

排除方式 合流式

能 力 汚水 1.17m³/秒 (今回) 1.17m³/秒 (全体)

雨水 12.7m³/秒 (今回) 12.7m³/秒 (全体)

塩浜第1ポンプ場

供用開始 昭和60年

位 置 四日市市塩浜町1-35

排除方式 分流式 (雨水)

能 力 13.8m³/秒 (今回) 13.8m³/秒 (全体)

2. 設計対象

設計範囲は第4章のとおりとし、別紙を参考に設計すること。

第6章 現地調査・打合せ

1. 現地調査

- (1) 受託者は、業務開始時に測量作業や設計条件、施工条件を確認するために十分な現地調査を行うこと。
- (2) 現地調査は資機材の搬入のため、幹線道路までの条件を調査、整理すること。
- (3) 作成した成果品が、現場・現実・現状と齟齬が無いことを受託者は責任をもって確認すること。

2. 打合せ

- (1) 設計業務着手時、及び設計業務の主要な区切りにおいて十分な協議打合せを行うものとする。
- (2) 管理技術者は、打合せに必ず出席しなければならない。
- (3) 疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。
- (4) 打合せには議事録を取り、内容を明確にして提出しなければならない。

第7章 留意事項

- (1) 関係官公庁等との協議を行った場合は、その内容が明解にわかる協議資料を作成し成果品として提出しなければならない。
- (2) 貸与された図書、電磁的記録媒体等は本業務以外には使用してはならない。
- (3) 受託者は常に業務の進捗状況を把握し、協議の際には着手時に作成した工程表と対比させた資料をもって履行報告しなければならない。
- (4) 成果品は発注予定の工事単位ごとに整理すること。その範囲について、受託者は契約後に確認すること。
- (5) 現場調査中、施設の槽内及び既設人孔その他の地下構造物等に入入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。また、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査する他、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。また、保護具の着用、安全帯の使用等、事故防止及び安全衛生に必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、調査作業中事故が発生した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を講じるとともに、業務計画書の緊急連絡体制に基づき担当者及び関係機関等に連絡し、その指示に従い、被害の拡大防止に努めなければならない。
- (7) 受託者は、文献その他の資料を参考として業務を行った場合、その文献資料名称、該当頁を明記すること。
- (8) 受託者は、現地を十分調査するとともに、次の事項について確認しなければならない。地形、敷地境界 周囲の状況 地盤高、排水状況、処理状況、連絡道路、水道、ガス、電気等の経路等、地質、地質調査資料と現地との関係、官公庁等届出資料、関連管渠の位置、形状及び管底高、既設構造物、機械設備、電気設備及び他工事の計画との関連、吐出状況、放流状況、標高、都市計画図、ハザードマップ（内水氾濫・外水氾濫・津波等）、水準基準面は、原則、東京湾平均海面（T. P）とする。
- (9) 更新機器は省エネ化を検討すること。また、更新に伴うエネルギー量の変動も試算すること。
- (10) 本業務の内容について、発注時期における再見積徴収や発注内容における疑義が生じた場合は、業務完了後であっても受注者の負担において速やかに対応すること。
- (11) 別紙の対象設備（既設）に記載されている事項にも留意すること。
- (12) 契約後、発注者に発注予定の工事内容を確認し、工事毎に整理すること。

第8章 成果品

1. 設計成果

- (1-1) 設計報告書 1部 (黒背表紙、金文字製本) 各機場毎
※各機場に分類しがたいものは共通編に分類してもよい

設計計画、仮設設計、機能計算、容量計算、設計計算書、設計図
見積依頼書、特記仕様書、数量計算書、概算工事費設計書、工期算定
金抜き設計書、金入り設計書、関係機関協議、照査等
なお、設計箇所により不要なものについては協議の上、不要としてもよい。

- (2) 電子データ 1部 (CD, DVD 等)
- | | |
|---------------|---|
| (ファイル形式) 報告書等 | Microsoft Word, Excel, PDF |
| 設計図等 | Jw_cad, DXF, PDF, オリジナル |
| 写真等 | jpg |
| 設計データ | ねこ電対応ファイル(電気設計の場合)
RIBC2 対応ファイル (建築・建築設備設計の場合) |

既設完成図書は、紙媒体のみのものがほとんどである。本業務にて、本業務内容の図面は全て cad 形式で作図すること。

第9章 準拠すべき図書

三重県業務委託共通仕様書に示す主要技術基準及び参考図書のほか下記に準拠して行なうものとする。

- (1) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設協会）
- (2) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (6) 電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）

第10章 個人情報取扱事項

業務にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできな

いようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別紙

阿瀬知ポンプ場プラント電気設備

取得年度	設備名称	機器仕様	機器仕様
1992	引込盤	幅 900*高さ 2300*奥行 900	mm
1992	受電/P T盤	幅900*高さ2300*奥行900	mm
1992	水中ポンプ饋電/ZPC盤	幅900*高さ2300*奥行900	mm
1992	3号汚水圧送ポンプ 変圧器盤	幅1400*高さ2300*奥行900	mm
1992	動力変圧器盤 300kVA	幅1200*高さ2300*奥行900	mm
1998	変圧器盤 400kVA	幅1600*高さ2350*奥行1600	mm
1992	No.1コンデンサ盤	幅900*高さ2300*奥行900	mm
1992	No.2コンデンサ盤	幅900*高さ2300*奥行900	mm
1992	切換盤	幅800*高さ2300*奥行900	mm
1992	No.3汚水圧送ポンプ 盤	幅1200*高さ2300*奥行900	mm
1992	低圧主幹盤 (1)	幅 600*高さ 2300*奥行 900	mm
1992	低圧主幹盤 (2)	幅1200*高さ2300*奥行900	mm
1992	照明盤	幅1000*高さ2300*奥行900	mm
1992	自家用発電機 (500kVA)	幅1600*高さ3000*奥行5500	mm
1992	発電機遮断機盤 (500kVA)	幅800*高さ2300*奥行1240	mm
1992	自家用発電機消音器 (500kVA)		560 kg
1992	No.2燃料移送ポンプ (自家発用)	幅444*高さ335*奥行230	mm
1992	No.3燃料移送ポンプ (自家発用)	幅444*高さ335*奥行230	mm
1992	雨水設備コントロールセンター(1)	幅 600*高さ 2300*奥行 570	mm
1992	雨水設備コントロールセンター(2)	幅600*高さ2300*奥行570	mm
1992	汚水設備コントロールセンター(1)	幅730*高さ2300*奥行570	mm
1992	汚水設備コントロールセンター(2)	幅600*高さ2300*奥行570	mm
1992	汚水設備コントロールセンター(3)	幅600*高さ2300*奥行570	mm
1992	共通設備コントロールセンター(1)	幅600 *高さ2300 *奥行570	mm
1992	共通設備コントロールセンター(2)	幅600*高さ2300*奥行570	mm
1992	シーリング盤	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	電源装置盤	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	シーリング入出力装置盤	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	雨水補助継電器盤 (1)	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	雨水補助継電器盤 (2)	幅700 *高さ2300 *奥行600	mm
1992	汚水補助継電器盤 (1)	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	汚水補助継電器盤 (2)	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1992	共通補助継電器盤	幅700*高さ2300*奥行600	mm
1998	No.1雨水ポンプ 盤	幅1000*高さ2300*奥行1600	mm
1983	No.5雨水ポンプ 盤	幅800*高さ2300*奥行1600	mm
1992	流入ゲート盤 (雨水)	幅600*高700 (1600) *奥400	mm
1992	No.2汚水圧送ポンプ現場盤	幅600*高800 (1600) *奥400	mm
1992	No.1・3汚水圧送ポンプ 現場盤	幅800*高800 (1600) *奥400	mm
1983	No.5雨水ポンプ 監視盤	幅600*高700 (1600) *奥400	mm
1992	汚水ホッパ 盤	幅600*高さ700*奥行400	mm
1993	雨水沈砂貯留ホッパ 盤	幅600*高700 (1643) *奥600	mm
1987	汚水現場操作盤(篩渣・沈砂設備)	幅1000*高1170 (2000) *奥400	mm
1992	燃料移送ポンプ 盤(発電機用)	幅500*高600 (1600) *奥400	mm
1992	捕機 (1) 盤	幅800*高800 (1600) *奥400	mm
1992	捕機 (2) 盤	幅800*高800 (1600) *奥400	mm
1992	汚水流量計	電磁流量計・広角指示計2台縦形指示計・記録計	
1992	流入槽水位計	静電容量式水位計・警報設定器・記録計	
1992	雨水吸水槽水位計(1)	静電容量式水位計・警報設定器2台・縦形指示計	
1992	汚水吸水槽水位計(1)	静電容量式水位計・警報設定器4台・縦形指示計	
1998	No.1雨水ポンプ 吐出弁開度計	開度発信器・広角指示計・縦形指示計	
1992	No.5雨水ポンプ 吐出弁開度計	開度発信器・広角指示計・縦形指示計	
1992	No.3汚水ポンプ 吐出弁開度計	開度発信器・縦形指示計	
1992	汚水ホッパ 重量計盤	幅500*高さ600*奥行550	
1992	計装盤	幅750*高さ2300*奥行800	mm
1992	監視操作盤	幅1880*高さ1387*奥行1350	mm
1993	朝日町ポンプ 場監視盤	幅950*高さ1400*奥行400	mm
1992	引込柱	長 12.0 * 目通し 0.19	m
1999	燃料小出槽		700 L
1999	買電自家発切換盤	電磁接触器・補助継電器	
2000	No.4汚水圧送ポンプ盤現場盤	幅600*高さ1900*奥行600	
2000	No.2・4雨水ポンプ現場盤	幅1000*高さ1900*奥行600	
2000	燃料移送ポンプ現場盤 (No.1-1、1-2用)	幅500*高さ700 (1600)	
2000	冷却塔現場盤	幅600*高700 (1600) *奥400	
2000	雨水設備補助継電器(3)盤	幅700*高さ2300*奥行600	
2000	雨水補助継電器盤(4)	幅700*高さ2300*奥行600	
2000	雨水補助継電器盤(5)	幅700*高さ2300*奥行600	
2000	汚水補助継電器盤(3)	幅700*高さ2300*奥行600	
2000	高架水槽温度計	0~50	°C
2000	高架水槽水位計	縦形指示計	
2000	燃料タンクレベル計	縦形指示計	
2000	No.2雨水ポンプ回転数	絶縁変換器・縦形指示計	
2000	No.3雨水ポンプ回転数	絶縁変換器・縦形指示計	
2000	No.4雨水ポンプ回転数	絶縁変換器・縦形指示計	
2000	No.4汚水ポンプ回転数	絶縁変換器・縦形指示計	
2000	雨水吐出槽水位計	0~6	m
2000	汚水吸水槽水位計 (2)	縦形指示計・広角指示計	
2000	雨水吸水槽水位計 (2)	警報設定器・広角指示計・大型指示計	
2002	雨水吸水槽水位計 (3)	水位発信器・変換器	
2002	流入部 I T Vカメラ	1.5倍ズームレンズ (f=8~120mm)	
2002	吐出槽 I T Vカメラ	1.5倍ズームレンズ (f=8mm~120mm)	
2002	I T V制御伝送装置盤	W700 H2350 D630	
2002	計装分電盤	W500 H700 D160	mm
2002	阿瀬知ポンプ場用クライアントパソコン	17インチCRT、MO、CD-R/RW	
2002	朝日町ポンプ場インターフェイス盤	W600 H2350 D600	mm
2002	朝日町ポンプ場水位記録計盤	W400 H400 D300	mm
2004	計装電源用ミニUPS	単相2線 100V 60Hz	
2007	高圧気中負荷開閉器		300 A
2010	直流電源盤	幅900×高さ2300×奥行900	mm
	電線管		1式
	ケーブル、電線		1式

阿瀬知ポンプ場建築機械設備

取得年度	設備名称	機器仕様	機器仕様
1996	電気室空調設備	冷房能力14	KW
2002	監視室空調設備	冷房能力14	KW

阿瀬知ポンプ場建築電気設備

取得年度	設備名称	機器仕様	機器仕様
2002	自動火災報知設備		
1992	誘導灯		
1992	非常照明		

塩浜第1ポンプ場ポンプ場ポンプ設備

取得年度	設備名称	機器仕様	機器仕様
1984	No.1雨水ポンプ		1000 mm
1984	No.1雨水ポンプ用電動機		245 k W
1984	No.1雨水ポンプ用減速機		
1984	No.1雨水ポンプ用逆流防止弁		1350 mm